

掲 示（平成23年度 首里城公園設備管理運用業務）

一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）について次のとおり掲示する。

なお、本業務に係る決定及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

1. 掲 示 日 平成23年2月25日（金）
2. 掲示責任者 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
契約職 理事長 富田 祐次
3. 担 当 課 〒903-0815 沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地
財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団
首里城公園管理センター 管理課
電 話 098-886-2020
F A X 098-886-2022
4. 業務の概要
 - (1) 業 務 名 平成23年度 首里城公園設備管理運用業務
 - (2) 実施場所 首里城公園
 - (3) 業務内容 建築物及び工作物等に付帯する設備の運転・監視、点検及び修理補修等の維持管理を行うものである。
 - (4) 概算数量
配置予定技術者（有資格者を含む） 延べ人数 約5,628人
修理補修費 一式 約16,000,000円
 - (5) 業務期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
 - (6) 本業務は、業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式である。
 - (7) 本業務の、全ての入札者は第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を提出すること。ただし以下の点に留意すること。
 - 1) 入札は紙入札とし、参加者は業務費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。
 - 2) 業務費内訳書の内容は、員数、単価及び種目、科目、中目及び内訳明細に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示する。（様式自由）
 - (8) 本業務の支払いは、前払い金は無し、既済部分払い5回／年及び完了払いとする。
 - (9) 落札者の本業務引継期間は、落札日翌日から平成23年3月31日（木）までとする。
5. 技術資料を提出する対象者に係る事項（技術資料提出参加者）
 - (1) 沖縄県内に本店・支店又は営業所を有すること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立已成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立已成されている者でないこと。
 - (2) 沖縄県に建築物環境衛生総合管理業登録が成されていること。（登録証明書の写しを提出すること。）

(3) 次に掲げる基準を満たす業務責任者及び配置予定技術者を本業務に配置し、専属・常駐を求められる者については、会社に所属している証明（雇用保険被保険者証の写し）を提出すること。

1) 業務責任者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者で専属・常駐であること。

2) 配置予定技術者は、以下の免許、資格を有する者であること。

- ◎ 電気主任技術者免状（Ⅲ種以上） 電気事業法
- 消防設備士 消防法
乙種第1類・第4類、第6類
- 消防設備点検資格者 消防法
- ◎ 乙種第4類危険物取扱者 消防法
- 第2種酸素欠乏危険作業主任者 労働安全衛生法
- 建築物環境衛生管理技術者 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 電気工事士 電気事業法
- ◎ 自衛消防業務講習修了者 消防法
(旧消防法での防災センター要員含む)
- 空気環境測定実施者 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- エネルギー管理員 エネルギー使用の合理化に関する法律
- 空調給排水管理監督者 労働安全衛生法
- 貯水槽清掃作業監督者 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 自家用発電設備専門技術者
- 蓄電池設備整備資格者

(注) ◎は専属・常駐とする。

(4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生手続が存続中の会社の関係で有る場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合。

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、上記 1)又 2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

- 1) 交付期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月2日(水)までの毎日、午前9時から午後5時まで。
- 2) 交付場所 (ア) 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団 経営管理課 庶務係
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
電話 0980-48-3645
FAX 0980-48-3900
(イ) 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団
首里城公園管理センター 管理課 庶務係
〒903-0815 沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地
電話 098-886-2020
FAX 098-886-2919
- 3) 受領方法 交付場所で直接受領するものとする。※郵送は行っていない。
- 4) 費用 実費

(2) 参加表明書提出期限

「5.技術資料を提出する対象者に係る事項」を満たし、技術資料を提出しようとする者は、6.(1).2)の交付場所にて技術資料作成要領を入手し、同封された「参加表明書」を平成23年3月2日(水)の午後5時までに6.(1).2). (ア)の交付場所へ持参、郵送(必着)、FAXのいずれかで通知するものとする。

※持参する場合は、土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(3) 技術資料の提出方法

- 1) 技術資料の作成は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。
- 2) 提出方法は、持参もしくは郵送。(郵送については、提出期限日必着とする)
- 3) 受付期間は、平成23年3月3日(木)から平成23年3月10日(木)までの土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- 4) 受付場所 財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団 経営管理課 庶務係
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
電話 0980-48-3645
FAX 0980-48-3900
- 5) 提出部数 正3部とする。

7. その他

(1) 手続き等についての問い合わせ先

問い合わせは、技術資料提出期限の前日までに質問状により6.(3).4)の受付場所へ持参又は郵送(書留)により行うものとし様式は自由とする。

※持参する場合は、土日祝日を除く期間中毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 技術資料の審査基準日は、技術資料提出期限日とする。

平成23年2月25日

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
契約職 理事長 富田 祐次